

離職した介護人材の再就職準備金貸付の手引き

この貸付は、介護職員として再就職する際に必要となる再就職準備金の貸付限度額40万円以内の貸付です。再就職し、奈良県で引き続き2年間介護職員として従事いただくと返還は全額免除になります。貸付回数は1人につき1回です。

返還免除のすべての手続きが完了するまで、いろいろな届出や手続きを行っていただく必要があります。必要な届出をしないでおくと、全額返還の対象になってしまうことがありますので注意してください。

転退職・転居・改姓等、手続きについて不明なことがあれば、本会へお問い合わせください。

- ◆ 様式は、本会ホームページからダウンロードして使用してください。
- ◆ 貸付要綱、貸付細則は、本会ホームページに掲載しておりますのでご確認ください。今後改正が生じた場合は、ホームページにて随時案内しますのでご確認ください。

【書類提出先・問い合わせ先】

社会福祉法人奈良県社会福祉協議会 生活支援課

〒634-0061 橿原市大久保町320-11 奈良県社会福祉総合センター内

TEL 0744-29-0100(代) ホームページ <https://nara-shakyo.jp/>

この手引きは、返還免除又は返還完了になるまで必ず大切に保管してください。

令和7年8月

社会福祉法人奈良県社会福祉協議会

1. 貸付申請

◆貸付対象者◆

下記の要件をすべて満たすことが必要です。

- ① 居宅サービス等（介護保険法（平成9年法律第123号）第23条に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。）を提供する事業所若しくは施設又は第一号訪問事業（同法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業をいう。以下同じ。）若しくは第一号通所事業（同号ロに規定する第一号通所事業をいう。以下同じ。）を実施する事業所において介護職員その他主たる業務が介護等（法第2条第2項に規定する介護等をいう。以下同じ。）の業務である者（以下「介護職員等」という。）としての実務経験を1年以上（雇用期間が通算365日以上かつ介護等の業務に従事した期間が180日以上）有する者
- ② 介護人材として求められる一定の知識及び経験を有する者として認められる次のいずれかに該当する者
 - ・ 介護福祉士
 - ・ 介護福祉士実務者研修修了者
 - ・ 介護職員初任者研修修了者、介護職員初任者研修を修了した者とみなされる者（介護職員基礎研修、1級課程、2級課程を修了した者）
- ③ 居宅サービス等を提供する事業所若しくは施設又は第一号訪問事業若しくは第一号通所事業を実施する事業所に、介護職員等として週20時間以上就労する者
- ④ 直近の介護職員としての離職日から再就職するまでの間に、予め奈良県福祉人材センターに氏名及び住所等の届出又は登録を行い、かつ、再就職準備金利用計画書を提出した者

◆貸付限度額◆

400,000円（申請は千円単位。貸付金は「無利子」）

貸付対象となる例（生活費は対象外）

- 子どもの預け先を探す際の活動費
- 介護に係る軽微な情報収集や学び直しのための講習会参加経費
- 国家試験の受験手数料又は参考図書等の購入費
- 靴や訪問介護員等として利用者の居宅を訪問する際に必要となる道具又は当該道具を入れる鞆等の被服費
- 敷金、礼金又は転居費など転居を伴う場合に必要となる費用
- 通勤用の自転車又はバイクの購入費

◆申請方法◆

下記の必要な書類を再就職後、1ヶ月以内に本会に提出ください。

- ① 再就職準備金利用計画書（第1-2号様式）
- ② 再就職準備金貸付申請書（第1号様式）
- ③ 再就職後の場合：業務従事届（第10号様式）
- ④ 再就職前の場合：内定がわかる書類
- ⑤ 住民票（本人と連帯保証人）：申請日より前3ヶ月以内に発行されたもの
- ⑥ 誓約書（第4号様式）
- ⑦ 連帯保証人の収入を証明するもの：所得証明書、源泉徴収票の写しなど

※ただし、申請者が他の都道府県で再就職準備金の貸付を受けた場合などは対象外です。

◆連帯保証人について◆

貸付を受けるには、連帯保証人が1名必要です。申請時点で別世帯の65才未満の安定した収入のある方をお願いします。再就職準備金の借受人が連帯保証人になることや、連帯保証人が借受人になることはできません。また、申請者同士が互いに連帯保証人になることはできません。

連帯保証人は日本国籍を有する者、特別永住者、永住者の在留資格を持つ外国籍の方に限ります。

2. 貸付決定

◆貸付決定◆

貸付決定を受けた方は、本会から下記の書類を送付します。

- ① 離職した介護人材の再就職準備金貸付決定通知書
- ② 再就職準備金振込口座申請書（第5号様式）
- ③ 再就職準備金借用証書

◆貸付決定後の手続き◆

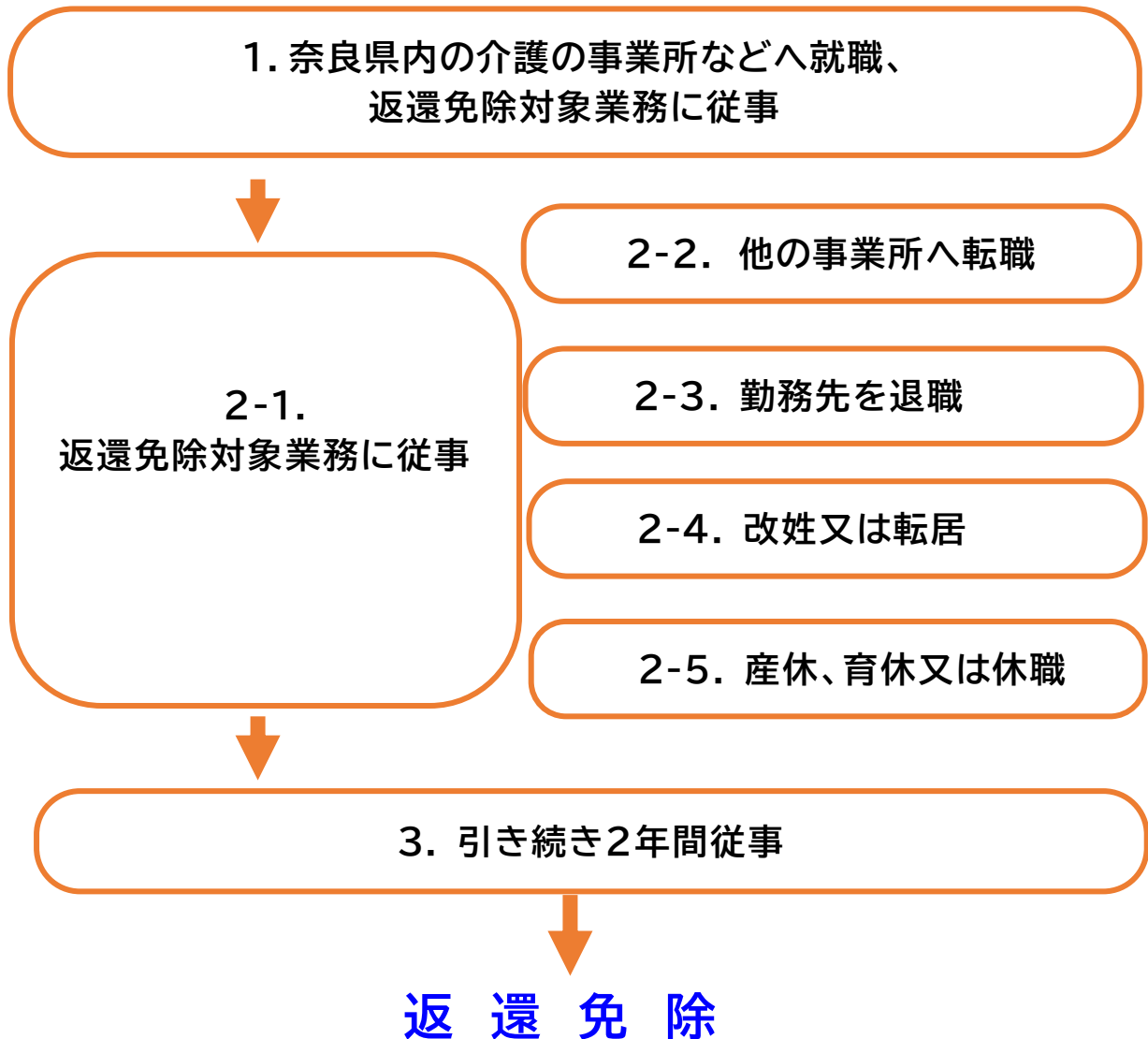
下記の書類を、速やかに本会まで提出してください。

- ① 再就職準備金借用証書（収入印紙を貼り付けて割印）
- ② 印鑑登録証明書（本人と連帯保証人）：貸付決定日より前3ヶ月以内に発行されたもの
- ③ 再就職準備金振込口座申請書（第5号様式）
- ④ 貸付金の振込先の銀行口座の通帳の写し：口座名義、口座番号が確認できるもの

◆貸付金の送金について◆

借用書等貸付に必要な書類を確認した後、本人の口座に資金を一括で送金します。

3.再就職後の流れ



離職した介護人材の再就職準備金は、次の要件を満たし、必要書類を提出することにより返還免除を受けることができます。

返還免除対象業務に従事した期間が2年（在職した期間が通算730日以上であり、かつ、業務に従事した期間が360日以上。週20時間以上就労）

※返還免除対象業務とは、居宅サービス等を提供する事業所若しくは施設又は第一号訪問事業若しくは第一号通所事業を実施する事業所において介護職員その他主たる業務が介護等の業務をいいます。

4. 必要な提出書類及び期限

報告・申請がない場合、返還免除対象業務に従事していないものとみなし、借受人、および連帯保証人に貸付金の返還を請求しますのでご注意ください。

申し込み

内 容	貸付の申し込み
申請期限	再就職後1ヶ月以内
申請の流れ	申請者 ⇒ 本会
提出書類	1. 再就職準備金利用計画書（第1-2号様式） 2. 再就職準備金貸付申請書（第1号様式） 3. 再就職後の場合：業務従事届（第10号様式） 4. 再就職前の場合：内定がわかる書類 5. 住民票（本人と連帯保証人） 6. 誓約書（第4号様式） 7. 連帯保証人の収入を証明するもの（所得証明書、源泉徴収票の写しなど）

貸付決定の場合

内 容	資金交付
提出期限	貸付決定日から1ヶ月以内
提出の流れ	借受人 ⇒ 本会
提出書類	1. 再就職準備金借用証書 2. 印鑑登録証明書（本人と連帯保証人） 3. 再就職準備金振込口座申請書（第5号様式） 4. 振込先の銀行口座の通帳の写し

1. 奈良県内の介護の事業所などへ就職

内 容	返還猶予申請
提出期限	就職後1ヶ月以内
提出の流れ	借受人 ⇒ 本会
提出書類	1. 再就職準備期返還猶予申請書（第9号様式） 2. 業務従事届（第10号様式）※申請時に提出していない（内定の）方

2-1. 返還免除対象業務に従事

内 容	返還免除対象業務に従事した報告（本会から提出書類送付）
提出期限	本会指定日まで
提出の流れ	借受人 ⇒ 本会
提出書類	1. 業務従事期間証明書（第11号様式）
注意事項	6ヶ月ごとに介護職員等として従事した報告をしていただきます。

2-2. 他の事業所へ転職

内 容	勤務先を変更した報告
提出期限	転職後1ヶ月以内
提出の流れ	借受人 ⇒ 本会
提出書類	1. 業務従事先変更届（第13号様式） 2. 転職前に勤務していた法人の業務従事期間証明書（第11号様式）
注意事項	貸付金を返還免除されるには、 <u>引き続き2年間従事することが条件</u> です。 転職までに期間が空いた場合は貸付金を返還していただくことになります のでご注意ください。

2-3. 勤務先を退職

内 容	勤務先を退職した報告並びに貸付金の一部返還免除申請及び返還
提出期限	退職後すぐ（速やかに <u>本会へご連絡ください</u> ）
提出の流れ	本会 ⇒ 借受人 ⇒ 本会
提出書類	【 <u>従事した期間が1年以上の場合</u> 】 1. 業務従事期間証明書（第11号様式） 2. 再就職準備金返還免除申請書（第8号様式） 3. 本会が指定する書類 【 <u>従事した期間が1年未満の場合</u> 】 1. 本会が指定する書類
注意事項	従事した期間が1年以上：貸付金の一部返還免除と残額の返還 従事した期間が1年未満：貸付金全額返還

2-4. 改姓又は転居

内 容	氏名又は住所が変わった報告
提出期限	変更後1ヶ月以内
提出の流れ	借受人 ⇒ 本会
提出書類	1. 氏名等変更届（第12号様式） 2. 変更内容が確認できる公的書類（住民票等）
注意事項	・ 変更内容が確認できる書類を必ず添付してください。 ・ 氏名、住所は、貸付金の返還が免除されるまで、本会が様々な書類を送付する際に必要な情報ですので、必ず提出してください。

2-5. 産休、育休又は休職

内 容	返還免除対象業務を中断する申請
提出期限	産休等開始後すぐ（速やかに <u>本会へご連絡ください</u> ）
提出の流れ	本会 ⇒ 借受人 ⇒ 本会
提出書類	1. 再就職準備金返還猶予申請書（第9号様式） 2. 業務従事期間証明書（第11号様式） 3. 本会が指定する書類
注意事項	業務に従事していない期間は、2年の返還免除対象業務に従事した期間にはカウントされません。

3. 引き続き2年間従事

内 容	返還免除対象業務に従事した報告及び返還免除申請
提出期限	2年間従事後1ヶ月以内
提出の流れ	借受人 ⇒ 本会
提出書類	1. 再就職準備金返還免除申請書（第8号様式） 2. 業務従事期間証明書（第11号様式）
注意事項	返還は自動的には免除されません。返還免除申請が必要です。

